

# 第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和2年3月27日（金）10：00～16：00

場 所：エスポワールいわて 特別ホール

## 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(2) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について

(3) 第3期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について

3 そ の 他

4 閉 会

## いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(平成30年7月19日現在)

氏名	役職名等	備考
石川 公一郎	株式会社シオン 代表取締役	
岩田 智	岩手県立大学宮古短期大学部 教授	
岡田 秀二	富士大学 学長	
小山田 四一	一戸町立図書館 館長	
國崎 貴嗣	岩手大学農学部(環境科学系) 准教授	
佐藤 重昭	森林所有者(徳清倉庫株式会社 代表取締役)	
佐藤 誠司	岩手県商工会議所連合会 事務局長	
橋浦 栄一	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
吉野 英岐	岩手県立大学総合政策学部 学部長	
若生 和江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 平成30年7月19日～令和2年7月18日

第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	橋 本 卓 博	
技術参事	阿 部 義 樹	
林業振興課 総括課長	高 橋 一 志	
振興担当課長	小 川 健 雄	
主任主査	田 島 大	
主 査	西 川 祐 児	
主 査	鈴 木 将 人	
主 事	東 智 優	
森林整備課 主任主査	廣 田 紀代子	
主任主査	伊 藤 秀 行	
主 査	似 内 智 明	
主 査	小笠原 良 和	
盛岡広域振興局林務部 主任主査	遠 藤 步	
県南広域振興局林務部 主任主査	高 橋 秀 樹	
花巻農林振興センター 主任林業普及指導員	木 村 経 三	
主任行政専門員	照 井 重 光	
遠野農林振興センター 林業普及指導員	女 鹿 咲 恵	
一関農林振興センター 上席林業普及指導員	佐 藤 一 哉	
沿岸広域振興局農林部 上席林業普及指導員	中 村 文 治	
大船渡農林振興センター 技 師	森 諒 平	
宮古農林振興センター林務室 技 師	佐 藤 真奈美	
いわて環境の森整備推進員	伊 藤 秀 一	
岩泉林務出張所 主査林業普及指導員	大 橋 一 雄	
県北広域振興局林務部 技 師	辻 村 舞 子	
二戸農林振興センター林務室 技 師	及 川 純	

令和元年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

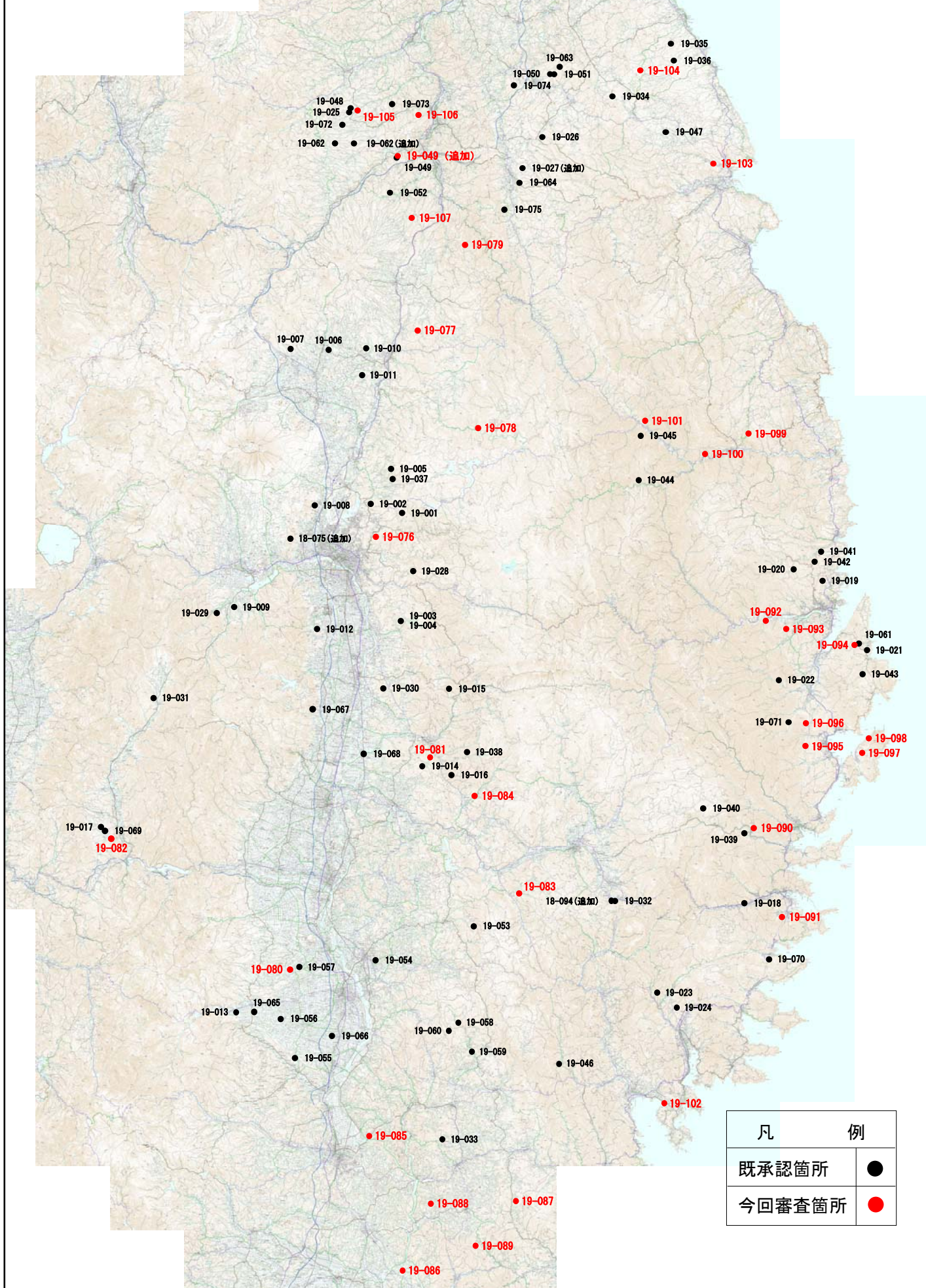
いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

審査項目		審査基準
森林に関する事項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林の場合は以下であること。 ア 損失補償の対象となっていないこと イ 既往の治山事業施工地でないなど、治山事業の採択基準を満たしていないこと ウ 採択基準を満たしていても、一定の期間にわたって森林整備を実施できていないこと
	採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。
		⑥ 対象齢級は、原則として4から10齢級であること。 ただし、3齢級以下及び11齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。
		⑦ 1施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方(団地性の判断)については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。(概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。)
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	

令和元年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号	市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	19 076	盛岡市	下米内	小至沢 ほか地内	スギ、ヒノキ	6.50	17~49	盛岡広域森林協同組合	
002	19 077	岩手町	沼宮内	第25地割 ほか地内	スギ、カラマツ	8.90	18~40	岩手県森林整備協同組合	土砂流出防備保安林 4.94ha
003	19 078	岩手町	川口	第30地割 地内	カラマツ	4.75	19~21	盛岡広域森林協同組合	
004	19 079	葛巻町	田部	根地戸 地内	スギ、カラマツ	4.04	17~50	葛巻町森林組合	
005	19 080	金ヶ崎町	永栄	寺崎山 ほか地内	スギ	8.66	29~72	奥州地方森林組合	スギ 58~72年生 2.71ha
006	19 081	花巻市	大迫町外川目	第31地割 ほか地内	スギ、ヒノキ	9.51	18~42	花巻市森林組合	
007	19 082	西和賀町	湯田	第20地割 ほか地内	スギ	11.48	27~49	西和賀町森林組合	
008	19 083	遠野市	小友町	第34地割 地内	スギ	1.53	34~43	岩手県森林整備協同組合	
009	19 084	遠野市	宮守町達曽部	第13地割 ほか地内	スギ	2.78	37~49	岩手県森林整備協同組合	
010	19 085	一関市	舞川	山根 ほか地内	スギ	1.02	35~50	一関地方森林組合	
011	19 086	一関市	花泉町永井	岫前 ほか地内	スギ	1.50	45~50	一関地方森林組合	
012	19 087	一関市	室根町津谷川	浮野 地内	スギ	4.20	29	一関地方森林組合	
013	19 088	一関市	藤沢町黄海	京堂 ほか地内	スギ、ヒノキ	2.35	17~48	一関地方森林組合	
014	19 089	一関市	藤沢町大籠	曲木 地内	ヒノキ	2.05	17	一関地方森林組合	
015	19 090	釜石市	栗林町	第12地割 ほか地内	スギ、ヒノキ、アカマツ	3.90	25~50	釜石地方森林組合	
016	19 091	釜石市	大字平田	第2地割 ほか地内	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	19.70	19~50	釜石地方森林組合	
017	19 092	宮古市	老木	第23地割 地内	スギ	1.91	30	宮古地方森林組合	
018	19 093	宮古市	老木	第3地割 地内	スギ、ヒノキ	2.28	19~20	宮古地方森林組合	
019	19 094	宮古市	音部	第7地割 ほか地内	スギ、アカマツ	1.79	46~50	岩手県森林整備協同組合	
020	19 095	山田町	山田	第18地割 ほか地内	スギ、アカマツ	9.23	39~49	岩手県森林整備協同組合	
021	19 096	山田町	山田	第20地割 地内	スギ、アカマツ	4.29	23	宮古地方森林組合	
022	19 097	山田町	船越	第21地割 ほか地内	スギ、アカマツ	34.37	26~50	岩手県森林整備協同組合	
023	19 098	山田町	船越	第23地割 地内	スギ	5.21	49	岩手県森林整備協同組合	魚つき保安林 4.62ha
024	19 099	岩泉町	岩泉	沢中 ほか地内	アカマツ	2.39	50	岩手県森林整備協同組合	
025	19 100	岩泉町	二升石	下和野 ほか地内	スギ	1.95	40~56	岩泉町森林組合	スギ 56年生 0.38ha
026	19 101	岩泉町	門	町 地内	スギ、アカマツ	8.43	29~50	岩手県森林整備協同組合	
027	19 102	陸前高田市	広田町	袖野 ほか地内	スギ、ヒノキ	4.15	26~55	岩手県森林整備協同組合	スギ 55年生 0.16ha
028	19 103	久慈市	夏井町	閉伊口第5地割 ほか地内	スギ、アカマツ	13.81	20~50	久慈地方森林組合	
029	19 104	洋野町	種市	第73地割 地内	スギ、アカマツ	4.98	38~47	岩手県森林整備協同組合	
030	19 105	二戸市	上斗米	金田一川 ほか地内	スギ	2.71	11~30	二戸地方森林組合	スギ 11年生 0.10ha
031	19 106	二戸市	下斗米	上野平 地内	スギ	2.21	26~28	二戸地方森林組合	
032	19 107	一戸町	女鹿	新田 地区	スギ	3.46	25~27	岩手県森林整備協同組合	
033	19 049	二戸市	似鳥	宮沢久保 ほか地内	スギ	1.04	34~36	二戸地方森林組合	追加申請(R1第3回委員会承認面積 2.21ha)
a	今回計	33施工地				197.08			
b	令和元年度 既承認面積					368.64			
c	a + b					565.72			

# 令和元年度いわて環境の森整備事業施工位置図



凡 例	
既承認箇所	●
今回審査箇所	●

令和2年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

番号	団体所在地	事業区分	採択回数	応募団体名	事業名
1	滝沢市	森林整備	7	一般社団法人東北地域環境計画研究会	イヌワシの森整備事業
2	矢巾町	森林整備	11	間伐ボランティアいわて	ボランティアによる人工林の間伐を行う森林整備活動
3	雫石町	森林整備	4	森守の盛	森守の盛森林整備事業2020
4	奥州市	森林整備	4	生母生産森林組合	ボランティア等による下草刈り、忌避剤散布等の森林整備活動
5	北上市	森林整備	12	特定非営利活動法人わが流域環境ネット	平良木地区森林整備事業
6	一関市	森林整備	2	いちのせき薪の会	ボランティアによる間伐、除伐、刈り払い等の森林整備
7	宮古市	森林整備	13	森を考える会	楽しい森林・林業体験事業
8	久慈市	森林整備	3	くじ☆ラボ	平庭高原ガーデニング『日本一の白樺美林』魅力アップ事業
9	盛岡市	人材育成	12	NPO法人いわて森林再生研究会	森のチェーンソー講座(森林作業の安全技術研修)
10	紫波町	人材育成	5	NPO法人紫波みらい研究所	紫波みらい研究所里山づくりプロジェクト
11	住田町	人材育成	1	すみた山守育成プロジェクト	山守育成プロジェクトin住田町
12	一関市	人材育成	新	砂鉄川水源の森を守る会	森林の手入れを行う森林ボランティアを育成する
13	釜石市	人材育成	新	東北・広域森林マネジメント機構	一戸町における山守育成プロジェクト
14	盛岡市	森林学習	10	特定非営利活動法人緑の相談室	親子で木とのふれあい事業
15	盛岡市	森林学習	10	なのりの里生き活きプロジェクト	なのりの里 生き活きプロジェクト事業
16	盛岡市	森林学習	9	鹿妻穴堰土地改良区	県民参加の森林づくり促進事業
17	盛岡市	森林学習	5	特定非営利活動法人日本メイプル協会	視覚障害者のための「森の探検隊」
18	滝沢市	森林学習	2	ツリークライミング@クラブやまねっこ	ツリークライミング®体験と森林勉強会2020
19	雫石町	森林学習	7	特定非営利活動法人わらしやんど雫石	令和2年度いわての森とふれあう森林体験学習推進事業
20	奥州市	森林学習	5	ノームの会	ノームの森づくり事業
21	遠野市	森林学習	7	NPO法人遠野エコネット	森林ボランティア育成事業
22	一関市	森林学習	9	NPO法人里山自然学校はずみの里	森林学習会
23	一関市	森林学習	3	金沢生産森林組合	森林総合学習(①森林教室、②森林作業体験会～ヒノキ枝打ち作業～)
24	宮古市	森林学習	11	宮古市	みやこ市民の森づくり事業
25	久慈市	森林学習	7	久慈地方木材青年協議会	親子で木とのふれあい体験
26	二戸市	森林学習	7	馬淵川上流流域森林・林業活性化センター	カシオペアフォレストスクール事業
27	遠野市	県産材利用	14	遠野市	とおの里山美林推進事業
28	住田町	県産材利用	新	住田町	木製遊具を活用した木育推進事業

県民参加の森林づくり促進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、別表県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

(県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

(事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

(応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

(審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画書の選定に係る審議結果を踏まえ、採択する企画書を決定し、その結果を応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

(補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

(実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。



別表

活動区分	活動内容	備考	
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流域の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動	左記(1)の活動における対象森林は、県内の民有林のうち、公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所とすること。
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	
2 森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動	
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③ 森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動	左記における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとする。 左記①における教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とする。 左記②、③における公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とする。
5 森林資源を沿岸被災地の支援のために活かす活動	(1) 森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動	左記(2)における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとする。
	(2) 県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動	

令和2年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動（表-1）

活動区分	活動内容	対象団体
1 森林をつくる活動	(1)森林整備活動 （※1） ① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 例) ・NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 ・企業による森づくりボランティア活動	市町村 各種団体（※5） NPO団体
	(2)森林所有者への啓発活動 森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等（※2）を対象とした森林施業等の研修活動 例) ・新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	県内に事務所又は事業所を有する法人
3 森林を学び活かす活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動（※3） 例) ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室（※4）、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動（※6） ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設（※7）における木材・木材製品などの県産材（※8）利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設（※9）における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③ 森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動 例) ・地元で製材加工した地元材による木製品を教育施設に設置するとともに、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催 ・県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置するとともに、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催 ・県産材で製作した案内板等を公的森林公園に設置	①は市町村 各種団体（※10） ②、③は市町村
5 森林資源を沿岸被災地（※11）のために活かす活動 [被災地枠]	(1)森林資源の利用を促進する活動 森林整備活動（※1）によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動 例) ・森林整備活動によって生じた間伐材を薪などに加工し、燃料として被災地に提供 ・森林整備活動によって生じた間伐材を活用し、木製遊具や木製ベンチなどの木製品を製作	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所又は事業所を有する法人
	(2)県産材の利用を促進する活動 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品などの県産材利用促進活動（※12） 例) ・県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置するとともに、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催	市町村

## 【対象となる活動（表－1）の注意事項】

- (※1) 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（原則として事業実施後1年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
- ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。
- (※2) 森林所有者のほか、設立後2年以内の森林ボランティアや活動団体等とします。
- (※3) 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- (※4) 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- (※5) 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- (※6) 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※7) 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- (※8) 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング<sup>(※)</sup>とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- ※フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- (※9) 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- (※10) 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人に限ります。
- (※11) 沿岸被災地とは、東日本大震災での被害市町村のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町とします。
- (※12) 本活動は、単なる県産材利用施設の整備等ではなく、木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発と一体的に行うものとし、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

### (2) 対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
  - ア いわての森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
  - イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
  - ウ 「5 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動」のうち「(2)県産材の利用を促進する活動」で実施する木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

### 3 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和3年3月20日まで

#### 4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

#### 5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費は以下のとおりですが、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	留意事項は別表（補助対象経費）のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料

※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものとせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知）

#### 6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

#### 7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動③除く）〕  
ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

#### 8 企画の応募

(1) 応募期間

令和2年1月27日（月）から2月25日（火）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】令和2年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画書
- ③【様式第3号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ④【様式第4号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑤【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の住所地を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。

審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。(その際の費用は、各団体の負担となります。)

(1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取り組みとなっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。

結果は応募団体に通知するとともに、県ホームページに掲載します。

11 補助金の交付申請

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。(交付決定前に使用した経費は団体負担)

12 事業の周知等

(1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。

(2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。(事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。)

(3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成しておりますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



・いわての森林づくり県民税を活用した事業であることの記事記載例

「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出します。積極的な活用をお願いします。



### 13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。  
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械器具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等（ホームページ）

#### 【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

#### 【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

(別表) 補助対象経費

費目	内 容	留 意 事 項
賃 金	外部補助員の雇用に係る賃金	①1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ②賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	①1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ②外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。 ③外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。 ④間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ⑤活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅 費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	①ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ②活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 ③林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。 ④使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。 ⑤ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。
役務費	通信運搬費(郵送料等)、傷害保険料等	①事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき10,000円を上限とし対象経費とする。 ②広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。 ③傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。
委託料	委託料	①特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。 ②金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	①外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。 ②活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。
原材料費	苗木代(緑化木を含む。)、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は、華美、高価なものとしなないこと。 看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。

備品 購入費	チェーンソー等の機械機 具等購入費 (備品の法定耐用年数 以上にわたり事業計画 を企画する場合に限 る)	<p>①備品は、性質形状を変えることなく、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。</p> <p>②備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。</p> <p>③備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>④備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。</p>
-----------	---	--

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。



様式第1号

年 月 日

岩手県知事様

(団体名)

(代表者 職・氏名)

印

(所在地) 〒

(電話番号)

令和2年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について  
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第2号】企画書
- 2 【様式第3号】団体の概要
- 3 【様式第4号】同意書
- 4 【その他】 団体のPR資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分:           ] (募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等

(「4森林資源を活かす活動」及び「5森林資源を沿岸被災地支援に活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策〔1(1)森林整備活動の場合に記入すること。〕

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林 (                    )
-----------	----------------------------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他( )					
合 計					

(1) 支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金					(必要理由等)	
報償費					(必要理由等)	
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料					(必要理由等)	
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費					(法定耐用年数)	
合 計						

※1 賃金及び報償費は、必要理由、指導者所属や職種、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。

見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款又は会則 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

様式第4号

年 月 日

( 実 施 団 体 ) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が令和2年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1～8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
令和2年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
年度		
年度		
年度		

(10～11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費目	内容 (品目・単価・数量等の積算内訳)	金額 (円)	左記の内訳(円)			備考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃金	危険箇所伐採作業(〇〇森林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金(〇〇会代表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業を 安全に指導できる実務 経験者がいないため (所属・職・氏名) 〇〇地方森林組合 技術指導課長 〇〇氏
備品 購入費	チェンソー(@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付①
合計		232,000	172,000		60,000	

## 令和2年度 県民参加の森林づくり促進事業 審査要領

### (目的)

第1 この要領は、令和2年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等を選定する企画審査について、必要な事項を定めるものとする。

### (審査実施機関)

第2 審査は、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第2条により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

### (審査方法等)

第3 審査は、県民参加の森林づくり促進事業企画書及び関係書類等により行うこととし、必要に応じて企画応募団体（以下「団体」という。）に聞き取りや追加資料を求めることとする。

## 2 審査項目

### (1) 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

### (2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

### (3) 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

### (4) 効果性

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上や地域内外への波及効果等が見込まれること。

3 審査は、各委員が別紙審査票への記入により行う。

### (1) 整合性は次のとおり判定する。

可・・・応募内容が選定対象活動として認められる。

否・・・ ” ” 認められない。

なお、「否」と判定した場合はその理由を記載する。

(2) 自主性、具体性及び効果性は、改善点や疑問点の意見等がある場合にのみ記載する。

(3) 企画の選定は、各委員の審査結果に基づき、委員会の合議により行うこととする。

ただし、委員の過半数が整合性について「否」と判定した企画は選定しない。

(4) 事業として選定された場合でも、経費の精査や縮減等の条件を付すことがある。

### (結果通知)

第4 知事は、委員会の選定結果に基づき、補助対象事業を決定し団体に通知する。



【別表（第3関係）】

活 動 区 分		活 動 内 容
1 森林をつくる活動	(1)森林整備活動	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②川上・川下の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動
	(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動
2 多様な担い手の育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習や県産材利用意義の理解を深める取組と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動
5 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動 [被災地枠]	(1)森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動
	(2)県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動

## 第3期終了後の県民税の基本的方向（提言）について（案）

### 1 基本的方向

#### （1）取組方向

- ア 令和3年度以降も、緊急に整備が必要な森林の解消や県民理解の醸成を図る取組を進めるため、「いわての森林づくり県民税」を継続する。
- イ 森林資源の高齢級化や森林被害の増加など、森林・林業を取り巻く情勢の変化に対応するとともに、森林に対する県民等からの様々な期待や要請にも応えていくため、公益的機能の持続的な発揮に向けた森林環境保全施策の充実を図る。

#### （2）必要な課税負担額、課税期間

- ア 森林環境の保全に関する施策を実施するため、現行と同じ課税負担額、課税期間とするとともに、基金残高については混交林誘導伐に活用する。

個人：千円、法人：資本金の額に応じ2千円～8万円、期間5年

#### （3）具体の施策（使途）（**新**：新たな提案、**拡**：取組を拡充）

##### ア 環境重視の森林づくり（ハード事業）

###### （ア）混交林誘導伐（強度間伐）の支援

**拡**公益上重要な人工林の針広混交林への誘導

###### （イ）持続可能な森林整備（再造林等）の支援

**拡**森林環境を保全するための植林

###### （ウ）森林被害対策の支援

**拡**松くい虫やナラ枯れ被害の予防対策、**新**災害を受けた森林の復旧、

**新**シカ防護柵の設置、**新**森林管理道の整備

##### イ 森林との共生（ソフト事業）

県民による森づくり活動や森林環境学習の支援、**新**木育の推進、

**新**森づくりコーディネーターの育成

### 2 今後のスケジュール

3月31日（予定）

提言書県ホームページ公表

令和2年3月27日  
第6回いわての森林づくり  
県民税事業評価委員会

資料 No. 3-2

# 「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について

(案)

令和2年3月

いわての森林づくり県民税事業評価委員会

## 目 次

はじめに.....	1
1 これまでの取組の評価.....	2
2 森林・林業を取り巻く情勢の変化.....	7
3 県民等からの意見・提言.....	12
4 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税の関係性.....	15
5 第3期終了後の県民税の基本的方向（提言）.....	17

## はじめに

いわての森林づくり県民税を活用した事業の実施に際して、審査・評価や、施策に関する提言を行うことを目的に、第三者機関として「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」が設置されています。

岩手県では、すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産であるという観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の理解と協力の下に、平成 18 年度から 22 年度までを期間とした「いわての森林づくり県民税」制度を創設し、各種施策を実施してきました。

さらに、平成 23 年度から 27 年度までを第 2 期として、平成 28 年度から令和 2 年度までを第 3 期として、節目節目で事業内容を見直しながら、森林環境の保全に係る施策を継続して実施してきています。

当委員会では、今般、これまでの県民税を活用した事業の成果を評価するとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会からの御意見、さらには森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について取りまとめ、提言します。

文言整理

# 1 これまでの取組の評価

## (1) 環境重視の森林づくり

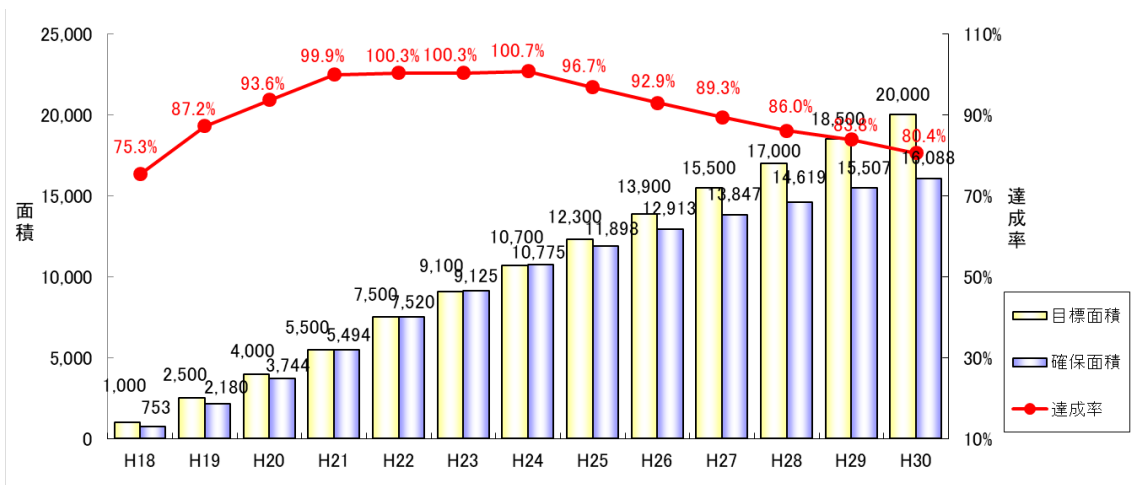
### ア いわて環境の森整備事業

#### 実績

- (ア) 水源の涵養や県土の保全等の森林の公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林に誘導する強度間伐を平成 18 年度の事業開始から平成 30 年度までの 13 年間で、計画面積 20,000ha に対して、16,088ha の事業対象森林において実施しました。
- (イ) 第 2 期（平成 24 年度）から、松くい虫被害先端地域における被害の拡大防止のため、混交林誘導伐とあわせた被害木の駆除を行い、平成 24 年度に 7ha 実施しました。
- (ウ) 第 3 期（平成 28 年度）から新たに、アカマツ林の広葉樹林化を進めるため、松くい虫被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、枯損木等の伐採を平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、約 14ha 実施しました。
- (エ) また、同時にナラ枯れ被害に強い若い森林へ更新し、ナラ枯れ被害の拡大予防を図るため、ナラ枯れ被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢・大径木林を伐採利用を平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、約 21ha 実施しました。
- (オ) 同じく、第 3 期から事業メニューに追加した、裸地等の森林への移行が困難箇所への植栽については、これまでの実績はありませんでした。

文言整理

#### ○ いわて環境の森整備事業の施工地確保面積の推移



#### 評価

- (ア) これまで放置されていた森林が着実に整備されたことによって、水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能が発揮されていますが、近年は、事業計画どおりに進んでいない状況です。

このため、第3期の期間で実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要な箇所など、管理不十分な森林が存在することから、公益的機能の維持・増進を図るための森林整備に取り組むとともに、公益林を適切に管理するための路網整備を行う必要があります。

文言追加

(イ) 松くい虫被害は拡大傾向にあることから、被害先端地域では、被害木の徹底駆除に取り組む必要があります。

文言整理

被害まん延地域では、枯損木に加え、健全木も併せて伐採し、木材の有効利用と被害拡大の防止対策を同時に行う、樹種転換を進めていく必要があります。

(ウ) ナラ枯れ被害の周辺地域では、被害を受けやすい高齢大径のナラ林について、被害木を含めて伐採利用し、被害に強い若い森林へ更新していく必要があります。

(エ) 県内には、人工林の伐採跡地で再生林がされていない箇所が存在していることから、公益的機能の発揮が求められる箇所での植栽が進むよう取り組んでいく必要があります。

### 【参考】平成18年度～30年度事業実施の効果（試算）

試算内容の説明を追加  
また、数値を精査

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

「いわて環境の森整備事業」で整備した森林のうち、評価が可能な一部の機能について、「林野公共事業における事前評価マニュアル(林野庁)」を用いて試算した結果は次のとおりです。

#### (1) 整備した森林（16,088ha）による効果 …… **約741億円の効果**

##### ① 水源かん養機能の向上 …… **約610億円の効果** ※1

⇒ 約1,100万kℓの水資源を新たに貯留

[⇒ 約11万3千人の年間生活用水量に相当]

※1：ダムによる洪水調整や水道代金等のコストで代替した場合

##### ② 土砂流出防止機能の向上 …… **約99億円の効果** ※2

⇒ 年間30万m<sup>3</sup>の土砂流出を抑止

[⇒ 年間あたり、小学校の25mプール802杯分の土砂に相当]

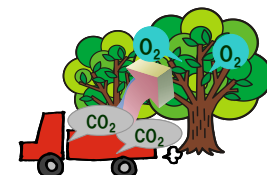
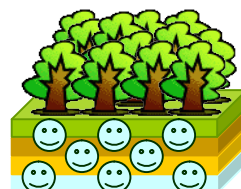
※2：ダムによる土砂を保全するコストで代替した場合

##### ③ 二酸化炭素吸収効果 …… **約32億円の効果** ※3

⇒ 37,200t/年の二酸化炭素を吸収

[⇒ 自家用車 約1万6千台が1年間に排出するCO<sub>2</sub>の量に相当]

※3：火力発電所で二酸化炭素を分離回収するコストで代替した場合



#### (2) 雇用の創出による山村地域の活性化

森林の間伐作業は、ほとんどが人力作業により行われるため、事業の実施は**2,132人（年間164人）**に相当する雇用創出につながると推定され、山村地域の活性化が図られています。



## (2) 森林との共生

### ア 県民参加の森林づくり促進事業

#### 実績

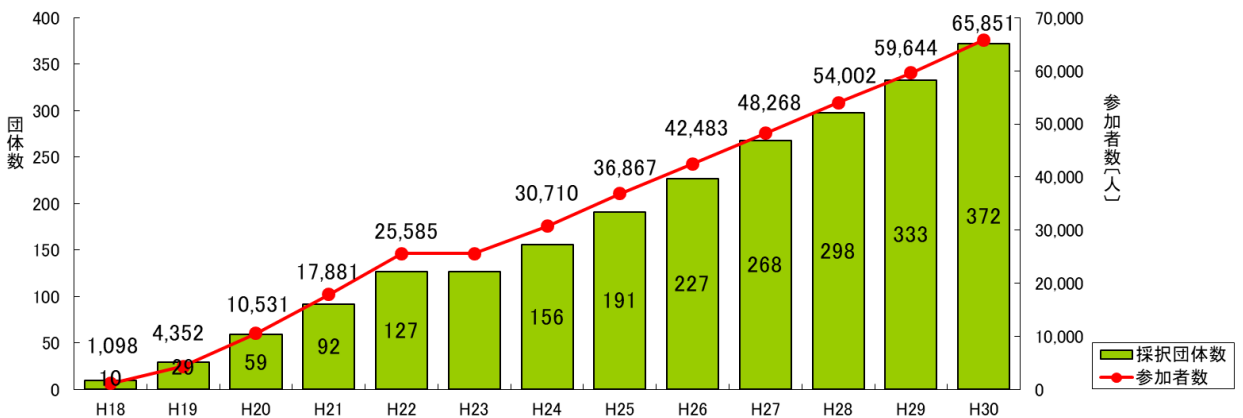
(ア) 地域住民や各種団体等が主体的に取り組む、森林づくり活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進しました。また、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、森林環境保全に対する県民の理解の醸成を図りました。

(イ) 平成 18 年度の事業開始から平成 30 年度までの 13 年間（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で休止）で、活動団体数は延べ 372 団体、活動参加者では、延べ 65,851 人の県民が森林づくりに参画しました。

(ウ) 平成 29 年度から新たに、地域住民等が共同で行う森林整備活動の取組を支援する国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を県民参加の森林づくり促進事業に加え、平成 30 年度までの 2 年間で、さらに延べ 181 団体が里山林整備活動等を実施しました。

文言整理

#### ○ 県民参加の森林づくり促進事業実績（森林・山村多面的機能発揮対策事業を除く）



(エ) 県民参加による森林づくりを推進し、植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝する行事として、平成 19 年度から「いわての森林の感謝祭」を開催（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で中止）してきました。

文言整理



平成 30 年度 宮古市開催



令和元年度 大船渡市開催

#### 評価

(ア) これまで、継続して多様な活動を全県で支援したことにより、活動団体数・参加者数ともに着実に増加しており、森林環境保全に対する県民の参画が進んでい



ます。

(イ) 引き続き、県民の多様なニーズを踏まえた事業を展開するとともに、事業の普及と県民が直接参加するイベント等による積極的な情報発信を強化することが必要です。

## イ いわて森のゼミナール推進事業

### 実績

(ア) 本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐためには、森林に対する理解の醸成が不可欠であることから、児童・生徒をはじめ広く県民を対象に森林・林業に関して学習する機会を提供しました。

(イ) 平成 20 年度から開始した児童・生徒を対象とする「森林学習会」には、これまでに延べ 227 校 6,513 人が参加しているほか、平成 22 年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」には、地域活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ 791 人が参加しました。



久慈市 夏井小学校（森林学習会）



指導者研修会（森の実践ゼミナール）

### 評価

(ア) 「森林学習会」では、多くの児童・生徒から「森林に興味を持った」、「森林について調べたい」などの感想が寄せられているほか、事業を実施した学校からは「来年も実施したい」との要望が多く寄せられています。

この事業を実施している学校は小規模校が多いことから、大規模校などへ、さらに活動を展開していくことが必要です。

(イ) 「森の実践ゼミナール」では、活動プラン作成の支援を受けた地域住民が「県民参加の森林づくり促進事業」や「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を活用して、里山林の整備等に取り組んでおり、引き続き、活動プランの実現に向けて支援を継続することが必要です。

## ウ いわて森林づくり普及啓発事業

### 実績

(ア) 森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報

発信し、県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度向上に努めました。

(イ) 令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」では、「いわての森林づくり県民税」の認知度は、40.3%となりました。

県民アンケート結果を追記

#### 評価

(ア) 第2期からの重点事項として、県民税の認知度向上に取り組んできましたが、目標の70%には届いていない状況です。

(イ) 県民等の認知度向上や森林環境保全に対する理解を広く得ていくための取組が必要です。

## (2) いわての森林づくり基金の残高

#### 実績

東日本大震災津波の発災以降、県内の林業事業者は、復興工事に伴う支障木伐採や、国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、間伐を担う作業員を確保しにくい状況が続いていました。

このため、「いわて環境の森整備事業」の施工面積は、平成25年度頃から減少傾向で推移しており、いわての森林づくり基金の取崩額が税収（基金積立額）を下回る状態が続いた結果、平成30年度末現在の基金残高は、約22億5千万円となりました。

文言整理

#### 評価

基金残高の発生は、「いわて環境の森整備事業」が計画どおりに事業実施できなかったことが原因であることから、森林の公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き積極的に公益的機能の発揮が求められる森林の整備に取り組む必要があります。

文言整理

## 2 森林・林業を取り巻く情勢の変化

### (1) 社会情勢の変化

ア 平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が盛り込まれました。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、持続可能な森林経営の推進が重要なターゲットとなっており、本県の豊かな森林環境を良好な状態で次の世代に引き継ぐことを目的とする「いわての森林づくり県民税」の考え方と相通じるものとなっています。

文言整理

イ 一方、日本の人口は、平成 20 年の約 1 億 2,800 万人をピークとして、減少局面に入っており、特に森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、厳しい状況に置かれています。

ウ このような中、森林の有する水源かん養や県土保全等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に資するための取組の重要性は一層高まっています。

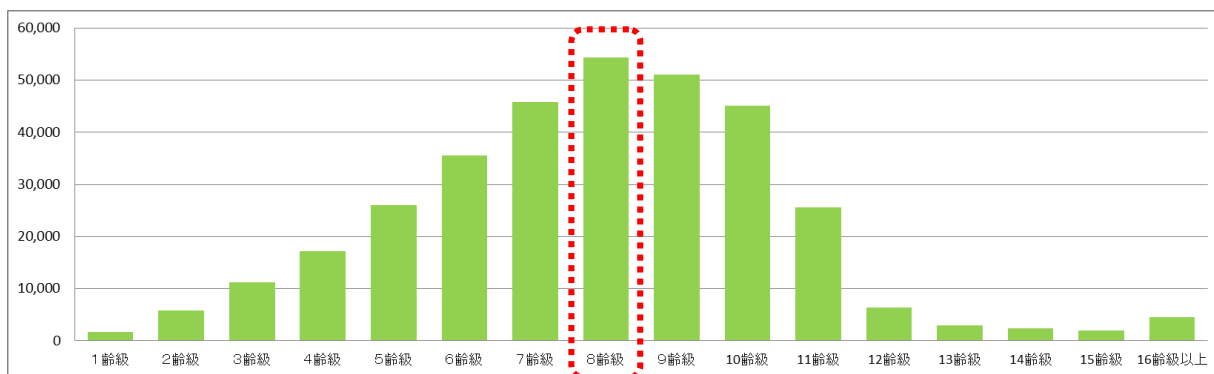
### (2) 森林を取り巻く情勢の変化

#### ア 森林資源の高齢級化（本格的な利用期へ）

(ア) 民有林の人工林の齢級構成は、平成 18 年度は 8 齢級 (36～40 年生) がピークでしたが、平成 29 年度は 10 齢級 (46～50 年生) がピークとなり、高齢級化に伴って、利用期を迎えています。

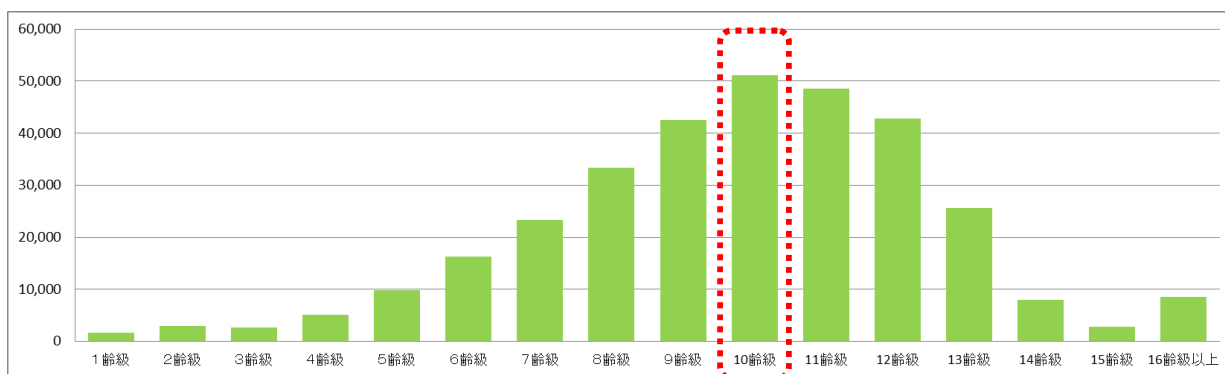
(イ) 近年は、国産材需要の高まりや、高性能林業機械の導入等による素材生産体制の強化により、伐採面積は増加基調にあります。再造林率は約 4 割にとどまるなど、森林の適切な更新を図る必要があります。

○ 平成 18 年度民有林針葉樹人工林齢級別面積（県民税創設時）（単位：ha）



↓ 齢級構成のピーク 8 年齢級 → 10 年齢級

○ 平成 29 年度民有林針葉樹人工林齢級別面積（単位：ha）



イ 森林被害の増加

(ア) 気象災害による被害

近年、県内各地において、度重なる台風や大雨災害などに見舞われ、土砂流出の防止や水源かん養などの多面的な機能を有する森林の整備と保全の重要性が一層高まっていることから、災害に強い県土づくりのため、健全な森林を育成していく必要があります。

(イ) 松くい虫被害

昭和 54 年に一関市で初めて被害が確認されて以降、徐々に被害が北上してきました。平成 20 年以降は、被害量は減少ないし横ばいで推移しているものの、被害区域は拡大しており、平成 30 年度末時点で、内陸部は一戸町、沿岸部では釜石市で被害が確認されています。

とりわけ、平成 29 年度初めて被害が確認された一戸町から、県北のアカマツ地帯への広がりが懸念されることから、監視体制の強化による潜在被害木も含めた徹底駆除が必要です。

文言整理

被害まん延地域では、松林の樹種転換により将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に加害する恐れの高い枯損木を速やかに処理する必要があります。

○ 松くい虫被害発生市町村の推移



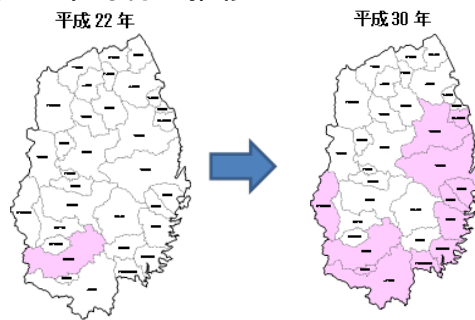
(ウ) ナラ枯れ被害

平成 22 年に奥州市で初めて確認されて以降、内陸部では、一関市、平泉町、西和賀町で被害が確認されています。沿岸部では、平成 25 年に大船渡市で被害が確認されて以降、急速に北上し、平成 30 年度時点で、田野畑村から陸前高田市までの市町村で被害が確認されています。

文言整理

伐倒くん蒸と併せ、被害を受けやすい高齢大径のナラ林については、積極的に伐採利用して、被害に強い森林への更新を促進する必要があります。

○ ナラ枯れ被害発生市町村の推移



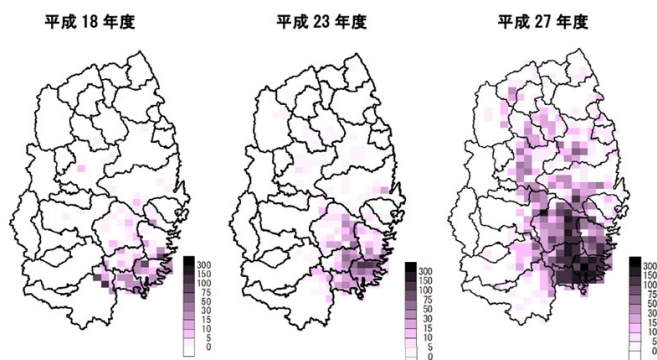
(エ) シカ被害

ホンシュウジカは、平成 18 年度は沿岸南部を中心に生息していましたが、平成 27 年度には秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内の全域で捕獲されていることから、現在では、県内のほぼ全域に生息していると考えられます。

防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカ被害の対策を適切に行っていく必要があります。

文言整理

○ ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第5次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

## (オ) 林野火災被害

林野火災発生状況は、数年毎に大規模な火災が発生しています。発生原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占め、春先は山菜取りなどの入山者も増加することから、農家や入山者へ注意喚起を行う必要があります。

また、火災が発生した場合、初期消火活動や復旧に資する路網を整備する必要があります。

### ○ 林野火災発生状況

(単位：件、ha)

年次	H18	H26	H27	H28	H29	H30
件数	26	46	51	59	44	33
面積	4.66	146.49	28.52	10.11	423.58	57.24

## (3) 国の施策の変化

### ア 森林経営管理制度の創設

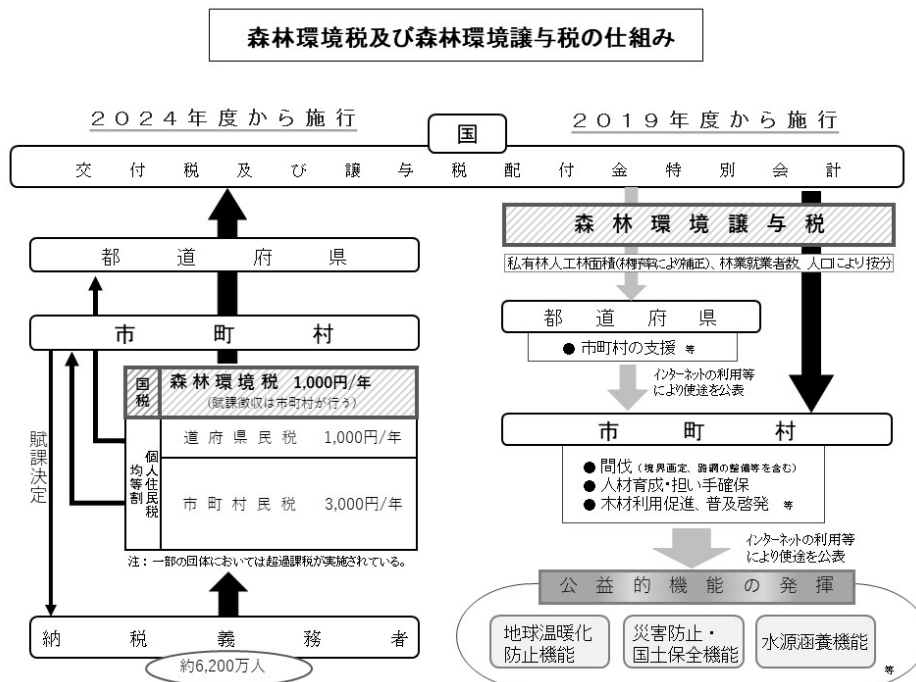
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のため、平成30年5月に「森林経営管理法」が成立し、新たな森林管理システム（森林経営管理制度）がスタートしました。

### イ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

市町村が実施する森林整備等の財源として、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始されています。

文言整理

### ○ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

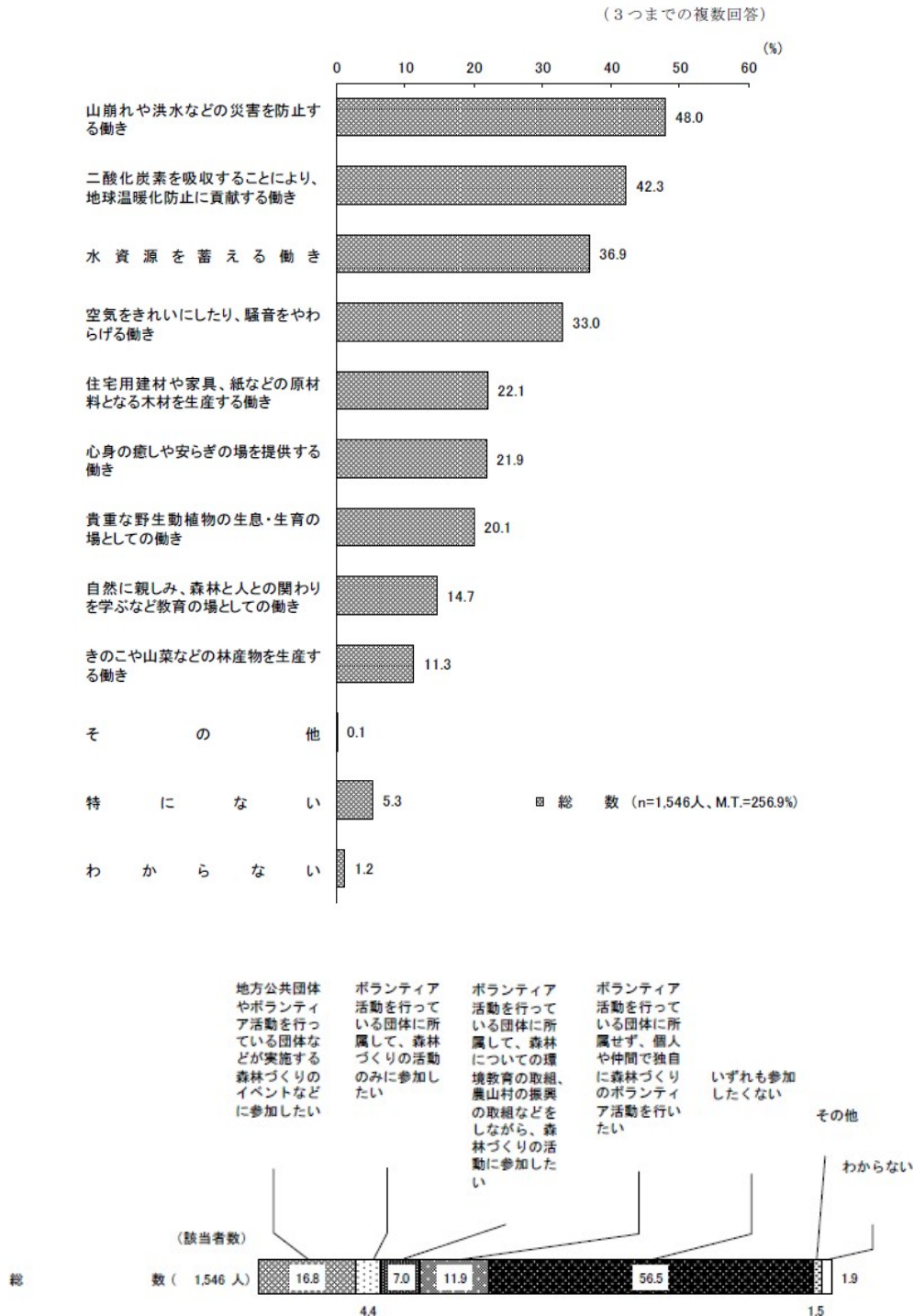


#### (4) 森林に対する国民の意識

内閣府が令和元年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」によれば、森林に期待する働きとして、48%が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、42%が「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」を選択しています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、57%が「参加したくない」と回答しており、本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えるためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画するような働きかけを行う必要があります。

#### ○ 内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和元年10月）



### 3 県民等からの意見・提言

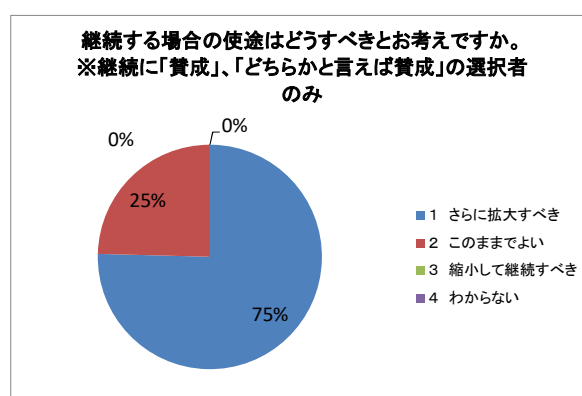
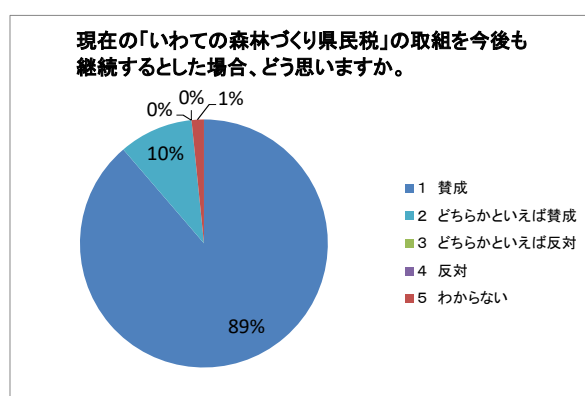
#### (1) 県民

##### ア 県民懇談会の結果

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、広く県民や関係団体等から意見を伺うため、令和元年10月に県内4箇所で開催しました。

懇談会では、「今後の継続を希望する意見」が多数寄せられたほか、「作業道や再造林などへの用途拡大」、「いわて環境の森整備事業の補助要件の緩和」、「国の森林環境税との違いについて丁寧な説明が必要」等の意見をいただきました。

##### ○ 県民懇談会の概要



##### 【主な意見】

- ・ 環境の森整備事業は、山がきれいになり、所有者から喜ばれる。まだ間伐が必要などところがあるので、より内容を充実させて継続してほしい。
- ・ 県民が参加して行う岩手の豊かな森林づくりのための事業なので、継続してほしい。
- ・ 国の森林環境税は、森林管理制度に基づく林業生産活動が目的なのであれば、県民税は、公益上重要な森林の整備、里山等の景観保全、倒木等による災害対策などの森林環境の保全を目的に進めていけばよい。

##### イ アンケート調査の結果等

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、県民の意向を明らかにするため、令和2年1月、県民2,000名（無作為抽出）を対象に「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、8割を超える方が継続に賛成し、令和3年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約7割の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

県民アンケート結果を追記

また、県議会では、再造林への支援や病害虫・鳥獣害被害対策、花粉症対策、森林公園の施設整備、木育等について、「いわての森林づくり県民税」の用途を拡大して対応すべきとの提言が出されています。

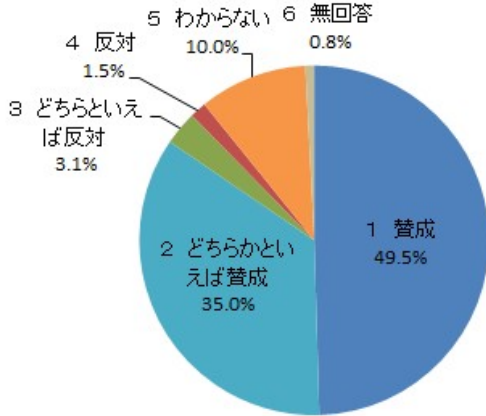
文言整理



○ 県民アンケートの概要

【継続について】

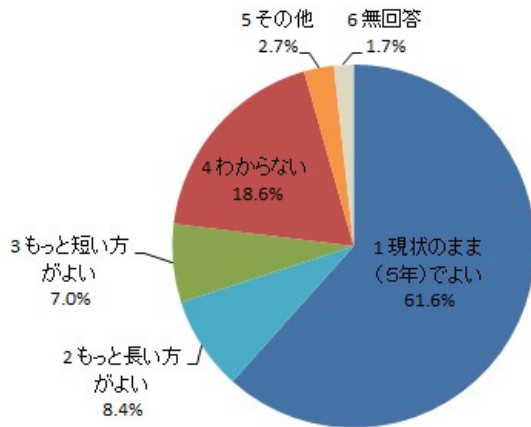
現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。



- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の84.5%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は4.6%
- ③「わからない」が10.0%の結果

【期間について】

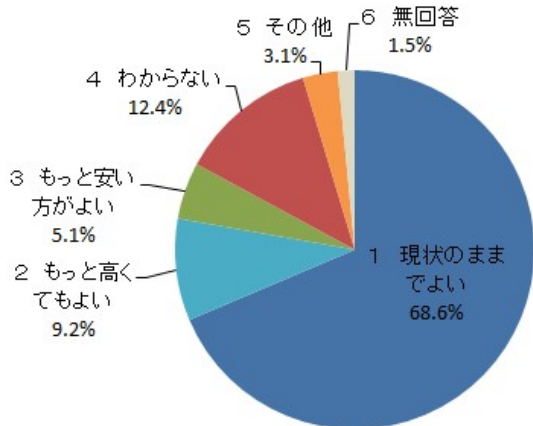
令和3年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思いますか。



- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の61.6%
- ②「もっと長い方がよい」とする者のうち、最も多い回答は「10年以上20年未満」の46人で、全回答者の5.3%の結果

【課税額について】

令和3年度以降継続する場合、その負担額についてどう思いますか。



- ①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の68.6%
- ②一方、「もっと安い方がよい」とした者は5.1%で、このうち最も多い回答は「500円以下」の29人で、全回答者の3.4%の結果

## (2) 市町村

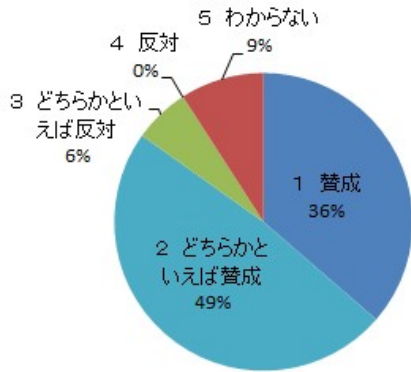
ア 「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、市町村の意向を明らかにするため、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続することについて、「約9割の市町村が賛成」となっています。

また、使途については、間伐による森林環境の整備、苗木の植栽、作業道等の整備、病虫害対策、担い手育成、県産木材の利用促進については、5割を超える市町村が取り組むべきと回答しています。

### ○ 市町村アンケートの概要

現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続とした場合、どう思いますか。



### 【主な意見】

・ 森林環境譲与税の譲与をもってこれまで県民税を活用して実施してきた事業を行うことは、予算的に十分ではなく、専門的知識をもつ職員が不足している市町村では対応が困難である。

よって、岩手県の森林整備の促進のためには、既存の事業と森林環境譲与税を活用した新規事業を並行して行うことが必要ととらえているため、今後も「いわての森林づくり県民税」を存続させ、県民税を活用した事業を継続的に行っていただきますよう要望いたします。

## (3) 団体

ア 県内の森林・林業関係団体で組織される岩手県森林・林業会議から、「いわての森林づくり県民税」を再造林へ活用することの要望が出されています。

### ○ 令和元年度森林・林業会議要望（抜粋）

#### 1 再造林促進対策の推進について

##### (4) 「いわての森林づくり県民税」の再造林事業への活用

森林の有する公益的機能の継続発揮とともに、増大する国産材需要への対応を図っていくためには、循環型林業の確立が重要であり、間伐に加えて主伐後の再造林が確実に行われるよう、いわての森林づくり県民税の活用をお願いします。

## 4 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税の関係性

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

このため、これらの用途について、いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税が両輪となって効率的に運用されるように考え方を整理する必要があります。

### (1) 間伐等の森林整備

#### ア 森林環境譲与税

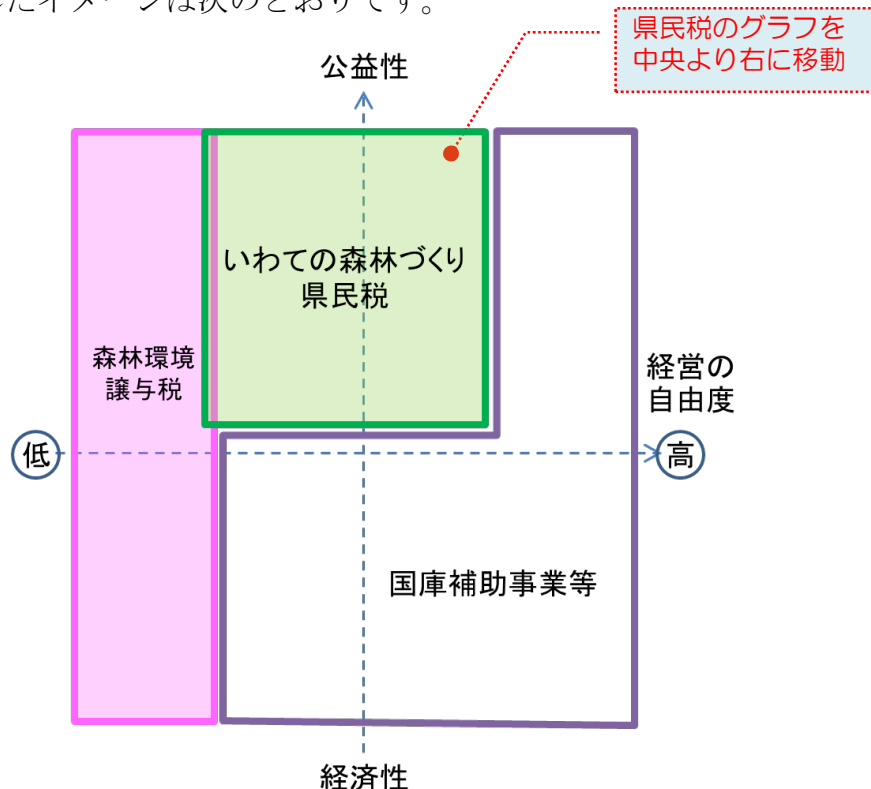
森林経営管理制度のもと、森林所有者が市町村へ経営管理を委託した森林において、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等を図るために間伐等の森林整備を実施するものです。

#### イ いわての森林づくり県民税

公益上重要な人工林において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするとともに、針広混交林へ誘導しようとするものです。

#### ○ 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税による森林整備のイメージ

整備が必要な森林について、公益性や、森林経営に対する所有者の意向の反映具合（自由度）によって、森林環境譲与税やいわての森林づくり県民税等の関係性を整理したイメージは次のとおりです。



## (2) 人材育成・担い手の確保

### ア 森林環境譲与税

意欲と能力のある林業経営体や、林業アカデミーなどにおいて林業技術者を育成するものです。

### イ いわたの森林づくり県民税

県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアや NPO 等の多様な担い手を育成するものです。

森林環境譲与税



県民税



## (3) 木材利用の促進等

### ア 森林環境譲与税

公共施設等の木造・木質化等、木材利用を促進するものです。

### イ いわたの森林づくり県民税

森林環境保全に対する県民理解を醸成するため、木材への親しみや木の文化への理解を深めることを目的として、木育等の森林環境学習を進めるものです。

森林環境譲与税



県民税



## (4) その他、いわたの森林づくり県民税の用途で対応しているもの

いわたの森林づくり県民税では、次の取組に対応しています。

文言整理

- ・ 松くい虫被害感染源の除去
- ・ ナラ枯れ被害を受けない若い広葉樹林への更新
- ・ アカマツ枯損木等の伐採
- ・ 森林づくりの県民参加の促進
- ・ 森林の役割等の普及啓発

## 5 第3期終了後の県民税の基本的方向（提言）

### 1 取組方向

#### 【まとめ】

- 本県の森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組と県民理解醸成の取組を引き続き進めるとともに、持続可能な森林整備等の新たな課題に対応していくため、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、使途の拡大など施策の充実を図ることが必要です。
- 森林環境の保全に関する施策を充実させるため、県民の意向を尊重しつつ、現行と同じ課税負担額、課税期間とするとともに、基金残高の活用を図ることが必要です。（個人：年間千円、法人：資本金の額に応じ年間2千円から8万円、期間5年）

#### （1）緊急に整備が必要な森林の解消

文言整理

平成18年度から令和2年度までの期間、本県民税を活用した針広混交林に誘導する間伐を実施してきていますが、第3期の期間で実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要な箇所が存在しています。このまま整備を行わなければ、森林の公益的機能の発揮に支障をきたし、ひいては、県民の生活にも影響を及ぼすことが危惧されます。このことから、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組を引き続き行っていく必要があります。

#### （2）新たな課題への対応

本県民税は、緊急に森林整備を行う必要性から制度を創設して15年が経過しており、創設当初と比較すると、森林資源の高齢級化によって主伐面積が増加しており、森林の適切な更新が課題となっています。

また、近年は大雨災害が多発しているほか、松くい虫やナラ枯れ、シカ等の被害が拡大しており、健全な森林の育成や、森林被害対策が一層重要になっています。

このことから、森林環境保全に係るこれまでの取組に加え、森林に対する県民等からの様々な期待や要請に応えていくため、持続可能な森林整備や、防災・減災対策、森林病虫害や野生動物被害への対策などの新たな課題に対応していくことが必要です。

#### （3）県民・市町村の意向

令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに関する県民意識アンケート調査」では、8割を超える県民が継続に賛成と回答したほか、未植栽地などへの造林や森林病虫害対策等への使途拡充を望む意見が多く寄せられました。

また、令和3年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約7割の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

さらに、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」において、約9割の市町村が継続に賛成と回答しています。

県民アンケート結果を追記

#### (4) 基本的な考え方と施策（使途）の方向

本県民税の目的を継承するため、

- ① 森林整備を主体とした「環境重視の森林づくり」
- ② 県民理解の醸成などを中心とした「森林との共生」

の施策を充実させて展開することが必要です。

ア ①「環境重視の森林づくり」については、緊急に整備が必要な森林の早期解消を図るとともに、森林を取り巻く情勢の変化に適切に対応するための取組を拡充することが必要です。

イ ②「森林との共生」については、県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、木材利用の普及に繋がる取組や、地域の森林整備を進める人材の育成等の取組を拡充することが必要です。

ウ 森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、具体の施策を柔軟に見直していくことが必要です。

(修正前) 水源のかん養や県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要がある森林の解消を目指し、引き続き「いわて環境の森整備事業」により、針広混交林へ誘導する

## 2 具体の施策（使途）

具体の施策については、上記1 (4) を踏まえ、次の取組を行うことが必要です。

### ア 環境重視の森林づくり

混交林誘導伐(強度間伐)	
① 公益上重要な人工林の針広混交林への誘導〔継続・ <b>拡充</b> 〕	<p><u>引き続き「いわて環境の森整備事業」により、公益上重要で、緊急に整備する必要がある森林を針広混交林へ誘導し、水源のかん養や県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進を図る</u>必要があります。</p> <p>なお、県民懇談会で意見のあった施工地面積や協定期間等の事業要件について見直しを検討する<u>必要があります</u>。</p>
持続可能な森林整備(再造林等)	
① 森林環境を保全する植栽〔継続・ <b>拡充</b> 〕	<p><u>森林資源の高齢級化によって主伐面積が増加しており、森林の適切な更新が課題となっていることから、これまで、NPOや市町村に限定していた事業主体を拡充するなど、事業内容を見直したうえで継続する必要がある。</u></p> <p>なお、植栽後に必要となる下刈りなどの保育管理の適切な実施についても考慮する必要があります。</p> <p>また、多くの県民を悩ませているスギ花粉症対策として、花粉の少ない森林への転換を進めるため、<u>他樹種への植替えや少花粉スギの種苗の安定供給</u>を促進する必要があります。</p>
<p>(修正前) 県議会や林業関係団体から、伐採跡地の未植栽箇所への植栽に対して、支援を行うよう要望する声強いことから、</p> <p>(修正前) 少花粉スギの種苗の安定供給やスギの植替え</p>	
森林被害対策	
① 森林病虫害対策〔継続・ <b>拡充</b> 〕	<p>森林の公益的機能の低下を招く松くい虫被害やナラ枯れ被害については、県民税を活用した被害対策を継続するとともに、被害に強い森林づくりを進めるための予防対策の充実を検討する<u>ことが必要です</u>。</p>

文末の統一

文末の統一

② 気象災害を受けた森林の復旧 <b>新規</b>	近年多発している気象災害の被害森林において、公益的機能を早期に回復するため、被害木除去や植栽による復旧を支援する必要があります。
③ 獣害対策 <b>新規</b>  <b>(修正前) 支障</b>  <b>(修正前) に影響</b>	シカ等による森林被害は、適切な森林整備の実施に <u>深刻な影響</u> を及ぼし、森林所有者の林業経営意欲を低下させるとともに、土壌流出等により森林の有する公益的機能の発揮が <u>危ぶまれる</u> ことから、獣害から森林を守るための食害防止柵の設置等を支援する必要があります。
④ 林野火災対策 <b>新規</b>	林野火災により森林が失われると、その大切な機能が回復するまでに多大な年月とコストを要することから、林野火災予防活動等を支援する必要があります。
⑤ 公益林の整備や管理を行う路網整備 <b>新規</b>	公益上重要な未整備森林が奥地化し、 <u>計画的な整備が遅れている</u> ことから、公益林を適切に整備・管理するとともに、森林管理道としての役割を持つ路網整備を支援する必要があります。 <b>文言追加</b>

## イ 森林との共生

① 地域住民等が取り組む森林づくり活動 〔継続〕	県民の森林づくりへの参画を促進するため、住民等による森林整備等の森林を守り育てる活動や、森林への関心を高めるための森林を学び活かす活動等、県民等が主体的に行う活動等について、引き続き支援する必要があります。
② 木材利用、木育の推進 〔継続・ <b>拡充</b> 〕	県産木材の温もりや心地よさの体感等を通して、木材利用の意義や森林づくりへの貢献などについて、理解を促進する取組を充実する必要があります。
③ 森林環境学習の展開 〔継続・ <b>拡充</b> 〕	広く県民を対象として、多様な森林・林業に関する学習機会を継続的に提供する必要があります。 また、県内5箇所 <sup>●</sup> の森林公園には、森林教育のフィールドとしての機能強化に向け各種設備の導入を図る必要があります。
④ 普及啓発の強化 〔継続・ <b>拡充</b> 〕	森林環境保全に対する県民意識の醸成を進めるため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、引き続き多様な手法で情報を発信する <u>必要があります</u> 。 <b>文末の統一</b> また、豊かな森林環境を次の世代に引継ぐため、森林整備の必要性を広く普及啓発することを目的としたイベント等を開催する必要があります。
⑤ 地域の森林整備活動を推進する人材育成 <b>新規</b>	地域における森林整備活動をコーディネートできる多様な人材を育成する必要があります。

「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について(素案)  
に関する意見について(第5評価委員会)

令和2年3月27日  
第6回いわての森林づくり県民税  
事業評価委員会  
資料 No. 3-3

項目	頁	委員名	コメント	対応	備考
平成18年度 ～30年度事 業実施の効 果	p3	岡田委員長	もっと効果あると思うので、数字を精査して評価に加えて良い。	現在の減価償却費、単価等によって数値を精査する。	数値精査
いわての森 林の感謝祭	p4	小山田委員	いわての森林の感謝祭、多くの緑の少年団や地域の団体が参加しているが、報道の記事が少ないので、一斉にとりあげていただくような手法はないのか。	(回答) マスコミ向けに一斉リリースは行ってきたが、引き続き報道に結びつくような広報に努めていく。	
いわて森の ゼミナール 推進事業	p5	小山田委員	森のゼミナール、第1期では教職員等セミナーがあったが、1期だけで終わっている理由は何かあるか。	(回答) 指導要領の変更などに伴い、学校現場のニーズに合わないところがあった。見直しについて、引き続き多くの方の御意見を聞きながら進めていく。	
譲与税と県 民税による 森林整備の イメージ	p15	佐藤(重)委員	具体的な成果がグラフや数字で分かりやすくまとまっている。 県民税で間伐した方は、経営に興味を持つ可能性も秘めているため、位置を少し右に伸ばして欲しい。	グラフを修正する。	グラフ 修正
県民税の基 本的方向性	p17～20	小山田委員	情勢の変化と要請に対応して、また県民のニーズに対応して、新たな事業を起こしたり、それから事業を拡充したりしながら、県民にわかりやすく説明しながら進めることに異論はない。	(御意見として承る。)	
	p18～19	若生委員	予算の配分、環境の森整備事業がほとんどで、それ以外が若干というか、バランスは現状に合わせて動かせるのかどうか。環境の森整備事業は続けていくのだけれど、それ以外の予算を拡充するということを考えての拡充という文言なのか。現状の予算の中での拡充という考え方なのか。	(回答) 針広混交林化についてはこれまでの基金残高を使っていき、それ以外のところに新たな第3期の税収を使っていくという考え方。	



項目	頁	委員名	コメント	対応	備考
公益上重要な人工林の針広混交林への誘導	p18	國崎委員	針広混交林の定義をどう考えるか。研究における針広混交林は、林冠層で針葉樹と広葉樹が混ざっているものを呼ぶ。低木層に広葉樹が入ったものは、針広複層混交林として、混交林というよりは複層林として別なものであるが、広義で捉えると針広混交林と言えなくもない。狭義の定義は、林冠層で針葉樹と広葉樹が入り混じったものである。県民税のイメージとして写真などで提示されてきたものは、林冠層で針葉樹と広葉樹が混じったものであるため、狭義の針広混交林を目標にしてきたものと考え。協定期間の20年を短くすると、狭義の針広混交林への誘導が達成できないままに伐採されてしまうことが起きやすくなる。 針広混交林は狭い意味でいくのか、広い意味でいくのか。広い意味で行くのであれば、10年程度でも低木層は確保できるので、協定期間を短くすることも可能かと思う。針広混交林の定義いかんで事業要件を見直しをできるのか、すべきでないのかの議論を整理できる。多面的機能の観点から見直しを検討するのであれば提言として良いと思うが、短くすることありきで提言されているのであればまずいと思う。	(回答) 協定の見直しは、短くすることを前提としたものではない。今年度県民懇談会などで20年の協定に対する緩和の意見があった。どういう森林を目指せば目的を果たせるのか考えていきたいという意味であり、短くすることありきではない。	
	p18	岡田委員長	樹冠層で針広混交林を目指したものがいつまでもそういう状態であるかという点、それはあり得ないので、そういうことも含めてちょうど考えるいい時期だとは思いますが。	(御意見として承る。)	
	p18	若生委員	針広混交林化は手段であって、目的は、岩手県の森林の公益性を高めることであるので、針広混交林に誘導することが目的であると誤解があるのではないかと。 岩手の森林の公益性を高めるために針広混交林化を進めているということを書けば。	目的は公益的機能を高めることとして文言修正する。	文言整理
森林環境を保全する植栽	p18	佐藤(重)委員	スギの植替えとあるが、他の樹種に植え替えることもあるように書いて欲しい。	「スギの植替え」を「他樹種への植替え」として文言修正する。	文言整理
	p18	國崎委員	森林経営管理制度でも伐採跡地は原則として対象としないということであるので、伐採跡地の環境保全を考えることで再生林を拡充するのは良いことだと思う。ただし、再生林を支援して、この先環境の森整備事業の施工地として上がってくるという構造だとまずいと思うので、再生林を何でもOKとはしないというルールを定めて支援していく。例えば、植栽密度や植栽範囲、全面的に植えるべきなのか、そうでないのか、そういったことを併せて検討していくことの拡充であれば良いと思う。	(回答) 植栽支援が強度間伐施工地を増やすことにつながらないように、植栽後の保育管理の適切な実施を考えていくことを盛り込んでいる。	
獣害対策	p18	國崎委員	獣害対策、シカ被害、防護柵の設置、維持管理が大変であると聞いている。野生動物被害は今後増えていくので、獣害対策を新規で検討しているのは良いと思う。譲与税は人工林の間伐対象ということになると、森林環境を良くしていくためには、森林被害対策や森林との共生をニーズに応じて拡充していくことが必要だと思う。	(御意見として承る。)	

項目	頁	委員名	コメント	対応	備考
公益林の整備や管理を行う路網整備	p19	國崎委員	路網整備は新設を可とするものなのか。以前、路網整備が議論されたとき、小規模な皆伐、土地改変だという議論があったが、その点問題なくクリアできるものか。それとも今ある作業道を補修、開設するものなのか、どのように考えているか。	(回答) 現在の混交林誘導伐の確保が難しくなっていることの原因の一つに施行地が奥地化しており、施行地を確保するために昔の作業路を改良するところもあるし、場合によっては新たな開設も必要。適切な森林管理を進めるために必要な道路については新たな開設もやむを得ないと考えている。	
	p18	若生委員	路網整備は環境の森整備事業が奥地化したところのための路網であるのであれば、p3の評価にも路網の整備など具体的な内容を書いていただくと良い。	p3の評価に、路網整備の必要性についても追記する。	文言整理
	p18~19	佐藤(重)委員	森林被害対策を入れたことはよかった。奥地化対策も重要。すぐにやらなければいけないことなので、文章を強めに書いてもよい。	緊急性について文言修正する。	文言整理
環境重視の森林づくり	p18	石川委員	具体的なことで拡充したり新規を増やしていくことはいいと思う。財源があることは良いが、一方で、人が足りないことでできないこともあると思う。拡充と新規を取り込むことで人との見合いをどう考えていくか。	(回答) 林業労働対策については、森林環境譲与税を活用した林業アカデミーや、緑の雇用対策など、別財源で対策を進めている。	
地域住民等が取り組む森林づくり活動	p19	若生委員	県民参加の森づくりで技量を身につけ、仲間もできた、次に何かできることがないかという声があることから、そこに応えるような内容を何か盛り込めないか。  活動を継続している方たちの存在があって、それぞれの小さな地域の森林を守るという活動がずっと続いているのを目にするにつけても、やはり地域の人材が育って、地域の山を自分たちで何とかできるところがもう少し増えていくと、将来的に環境の森整備事業に頼る山が減るのではないかな思っている。	(回答) p19「地域の森林整備活動を推進する人材育成」で、継続性のある地域の森林整備活動をコーディネートできる人材育成を含めた、新たな森林整備の仕組みを想定している。	

## いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査について

### 1 調査の目的

これまでの「いわての森林づくり県民税」を活用した森林環境を保全するための取組の成果の評価と今後の森林整備等の施策のあり方等の検討に資するため、県民の方々を対象としてその意識と意向を明らかにするため、県民意識アンケート調査を実施。

### 2 調査の内容

- (1) 調査対象 県内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
- (2) 抽出方法 選挙人名簿から無作為抽出
- (3) 調査方法 設問票によるアンケート調査（郵送）
- (4) 調査時期 令和2年1月
- (5) 回答数 860件（回収率43.0%）

### 3 調査結果

※「本県の森林づくりの方向性」に関する設問結果を抽出

#### (1) 施策の方向性に関して

- ① 現行の仕組みや用途の継続について  
現行の取組を今後も継続することに「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした割合は、回答者の **84.5%**（前回H26：63.7%）
- ② 令和3年度以降継続する場合の期間について  
「現状（5年）のままでよい」又は「もっと長い方がよい」とした割合は、回答者の **70.0%**（前回H26：59.9%）
- ③ 令和3年度以降継続する場合の負担額について  
「現状（1,000円）のままでよい」又は「もっと高くてもよい」とした割合は、回答者の **77.8%**（前回H26：71.2%）

#### (2) 具体的な施策に関して

- ① 現在の森林環境保全の取組を今後どのようにすべきと考えるか  
主要な用途事業について、「より充実」又は「このまま」継続とする者が、**概ね7割**を超える結果  

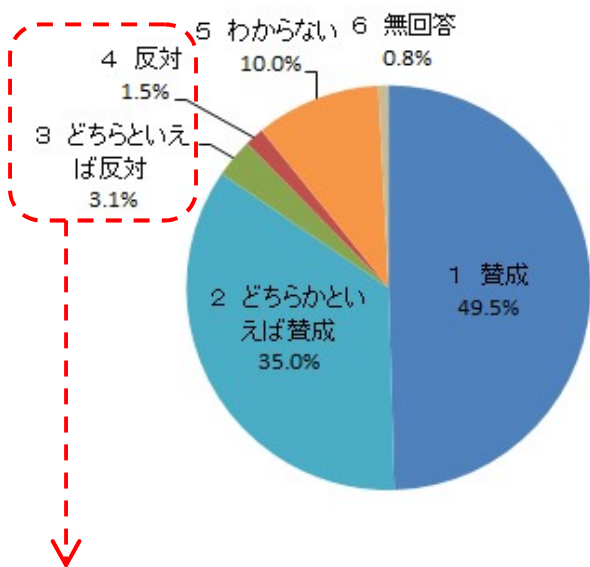
間伐による森林環境整備（79.1%）、県民が行う森林づくり活動の支援（77.2%）、 児童生徒等を対象とした森林環境学習（77.2%）、森林づくりのための啓発・PR（75.5%）、 いわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営（65.0%）
--
- ② 令和3年度以降継続する場合、使い道として取り組むべきと考える取組は何か  
回答者の支持が最も高いものは「**間伐による森林整備**」（支持率 **62.3%**）、次いで、「**担い手育成**」（59.3%）、「**県産木材等の利用促進**」（52.3%）と続く。

# 県民意識アンケート調査結果に見る「今後のいわての森林づくりの方向性」

（「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」結果から）

## 1 施策の方向性について

(1) 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思うか。



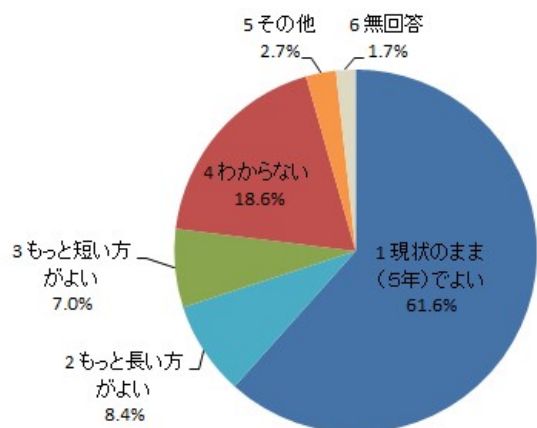
- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の84.5%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は4.6%
- ③「わからない」が10.0%の結果

(2) 継続に反対の理由は何か（反対とする者4.6%の内数）

現在の森林の状態で問題がないから	1人
森林整備は森林所有者がするべきだから	14人
森林の環境保全に関心がないから	0人
税負担は好ましくないから	18人
施策の内容が適切でないから	4人
その他	8人
わからない	1人
無回答	1人

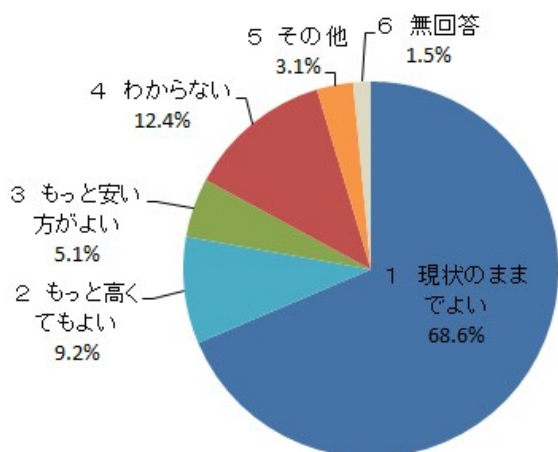
- ①今後の継続に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した者(4.6%)の理由は、「税負担は好ましくないから」とした者が18人(全回答者の2.1%)
- ②次いで、「森林整備は森林所有者がするべき」が14人(全回答者の1.6%)の結果

(3) 令和3年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思うか。



- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の61.6%
- ②「もっと長い方がよい」とする者のうち、最も多い回答は「10年以上20年未満」の46人で、全回答者の5.3%の結果

(4) 令和3年度以降継続する場合、その負担額についてどう思うか。

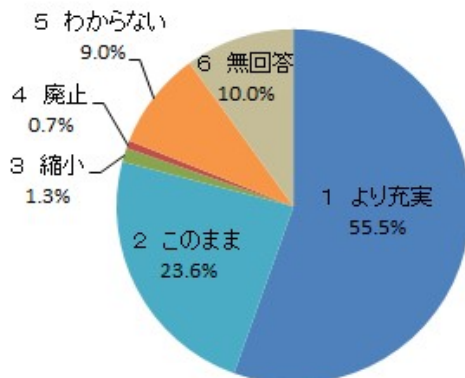


- ①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の68.6%
- ②一方、「もっと安い方がよい」とした者は5.1%で、このうち最も多い回答は「500円以下」の29人で、全回答者の3.4%の結果

## 2 具体的な施策について

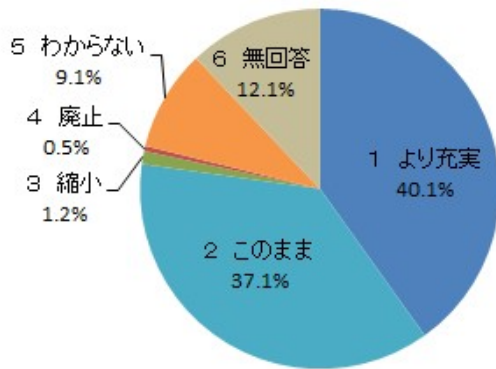
(1) 現在の森林環境保全の取組について、今後どのようにすべきと考えるか。

ア 間伐による森林環境の整備 (いわて環境の森整備事業)



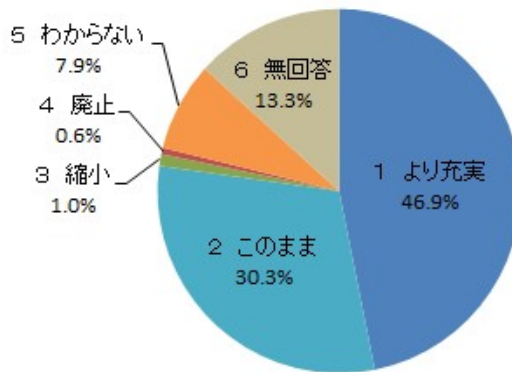
- ①「より充実」と回答した者が55.5%、「このまま」とした者が23.6%で、計79.1%の者が当該施策の継続又は充実と回答
- ②「縮小」又は「廃止」とした者は2.0%の結果

イ 県民が行う森林づくり活動の支援 (県民参加の森林づくり促進事業)



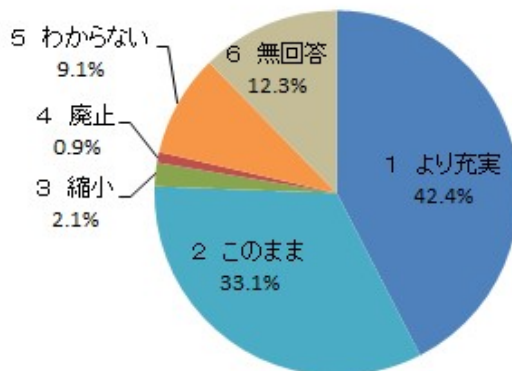
- ①「より充実」と回答した者が40.1%、「このまま」とした者が37.1%で、計77.2%の者が当該施策の継続又は充実と回答
- ②「縮小」又は「廃止」とした者は1.7%の結果

ウ 児童生徒等を対象とした森林環境学習（いわて森のゼミナール推進事業）



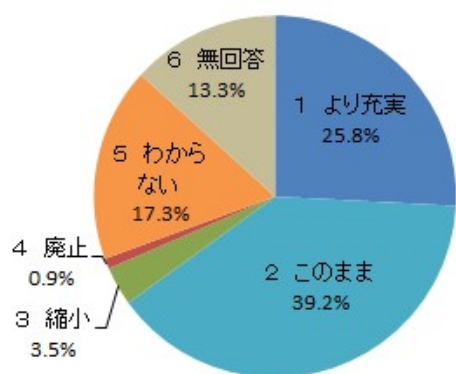
- ①「より充実」と回答した者が46.9%、「このまま」とした者が30.3%で、計77.2%の者が当該施策の継続又は充実と回答
- ②「縮小」又は「廃止」とした者は1.6%の結果

エ 森林づくりのための啓発・PR（いわての森林づくり普及啓発事業）



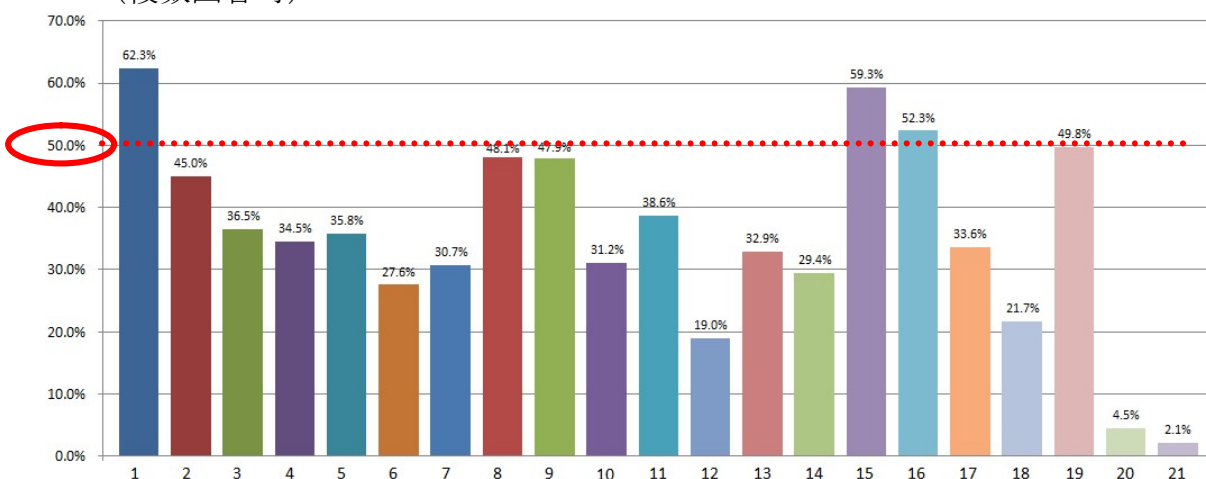
- ①「より充実」と回答した者が42.4%、「このまま」とした者が33.1%で、計75.5%の者が当該施策の継続又は充実と回答
- ②「縮小」又は「廃止」とした者は3.0%の結果

## オ いわたの森林づくり県民税事業評価委員会の運営



- ①「より充実」と回答した者が25.8%、「このまま」とした者が39.2%で、計65.0%の者が当該施策の継続又は充実と回答
- ②「縮小」又は「廃止」とした者は4.4%の結果

(2) 令和3年度以降継続する場合、使い道として取り組むべきと考える取組は何か。(複数回答可)

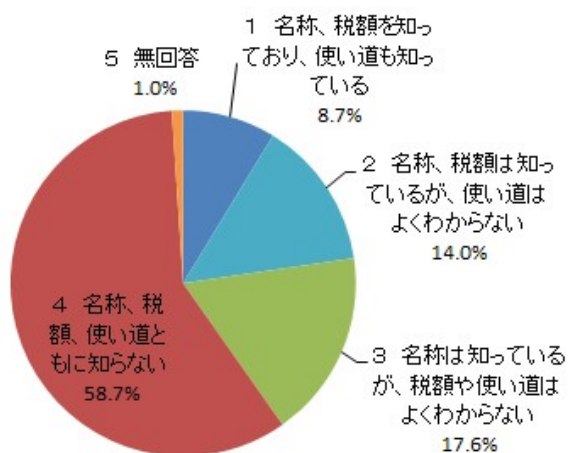


- 用途として取り組むべきと考えられるものとして、
- ①「間伐による森林環境の整備」が62.3%と最も高い
- ②次いで「森林整備を行う担い手育成(59.3%)」、「県産木材等の利用促進(52.3%)」と続く結果

- 1 間伐による森林環境の整備
  - 2 伐採後の未植栽地などへの造林（苗木の植栽）
  - 3 花粉の少ないスギ苗木の生産
  - 4 除伐、枝打ち、つる切りなどの森林整備（間伐、造林以外）
  - 5 野生動物の出没の抑制を図るための見通しの良い里山等の整備
  - 6 森林の整備や管理に必要な作業道等の整備
  - 7 シカ等による樹木への食害の防止対策
  - 8 林内環境の健全化（松くい虫被害等の森林病虫害対策、景観の整備など）
  - 9 山火事予防対策（防火帯の整備、山火事防止機材の整備など）
  - 10 ボランティア活動など地域主体の森林づくり活動の促進
  - 11 森林の役割や森林づくりの必要性の普及・啓発（森林・林業の役割等のPR、イベント開催など）
  - 12 学校林整備を通じた森林整備に対する理解醸成
  - 13 森林環境学習などによる森林とのふれあいの促進
  - 14 県民が森林にふれあえる森林公園等の充実
  - 15 森林整備を行う担い手の育成
  - 16 県産木材等の利用促進（学校への机等の導入支援、企業等での県産木材製品の利用促進など）
  - 17 木質バイオマスエネルギーの利用促進
  - 18 木育の促進（木製玩具利用の促進や木製遊具の設置など）
  - 19 東日本震災津波からの復興のために森林資源を活かす活動
  - 20 その他
  - 21 未回答
- ※5割を超える項目に下線

## 3 いわたの森林づくり県民税の認知度について

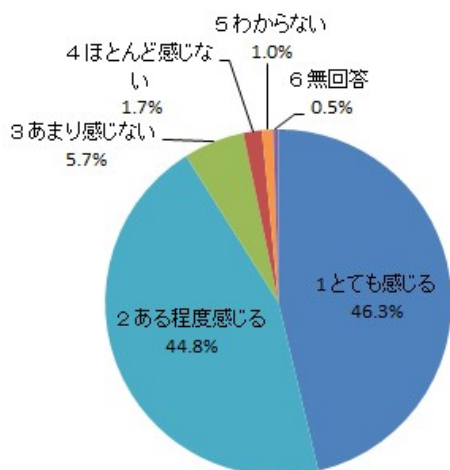
(1) 岩手県が平成18年度に導入した「いわての森林づくり県民税」（個人で年額1,000円を納めていること）を知っているか。



- ①名称を知っているとした者の合計は、40.3%
- ②「名称、税額、使い道ともに知らない」とした者は58.7%の結果

#### 4 森林に対する意識について

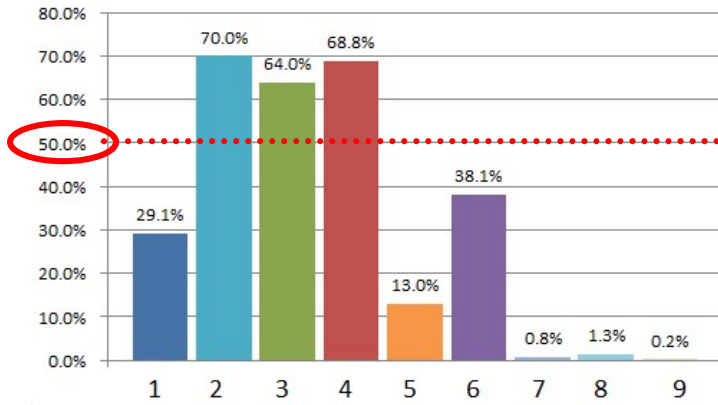
(1) 森林に親しみや安らぎを感じるか。



- ①「とても感じる」又は「ある程度感じる」とした者は91.1%
- ②「ほとんど感じない」又は「あまり感じない」とした者は7.4%の結果



(2) 森林にどのような働きを期待しているか。(3つまで回答)

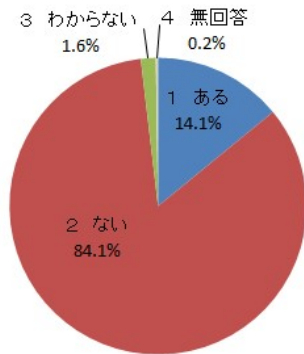


- 1 木材等を生産する働き
  - 2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き
  - 3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き
  - 4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き
  - 5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き
  - 6 動植物の生育・生息の場としての働き
  - 7 その他
  - 8 わからない
  - 9 無回答
- ※5割を超える項目に下線

①「地球温暖化防止の働き」に期待する者が70.0%と最も高い

②次いで、「災害を軽減する働き(68.8%)」、「良質な水を供給する働き(64.0%)」と続く結果

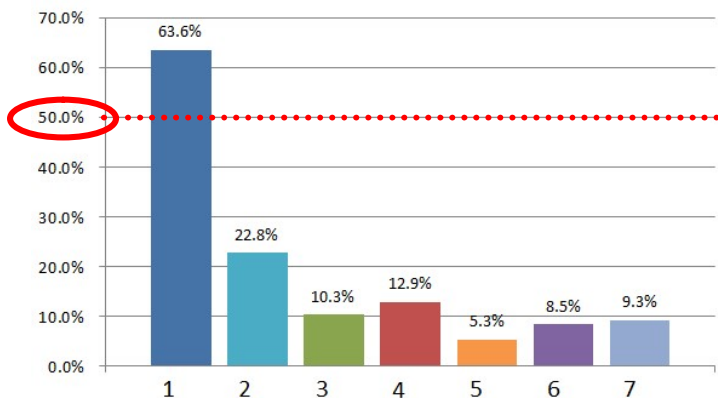
(3) 森林づくりのためのボランティア活動に参加したことはあるか。



①「参加したことがない」とした者が84.1%

②一方、「参加したことがある」とした者は14.1%の結果

(4) 森林づくりのためのどのようなボランティア活動に参加したことがあるか。参加したことがない場合は、どのような活動や作業に参加したいと思うか。(複数回答可)



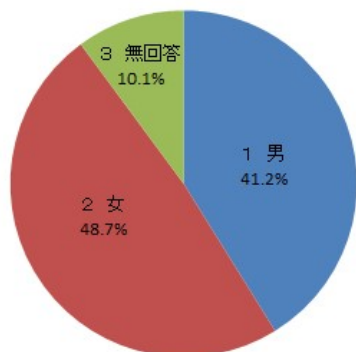
- 1 苗木の植樹活動
  - 2 苗木の成長を助ける下草刈り作業
  - 3 枯れ枝を落とす枝打ち作業
  - 4 樹木の成長を助ける除間伐作業
  - 5 倒木や間伐木の林外への運び出し作業
  - 6 その他
  - 7 無回答
- ※5割を超える項目に下線

①「苗木の植樹活動」に参加したことがある、または参加したいと回答した者は63.6%

②次いで、「下草刈り作業(22.8%)」、「除間伐作業(12.9%)」と続く結果

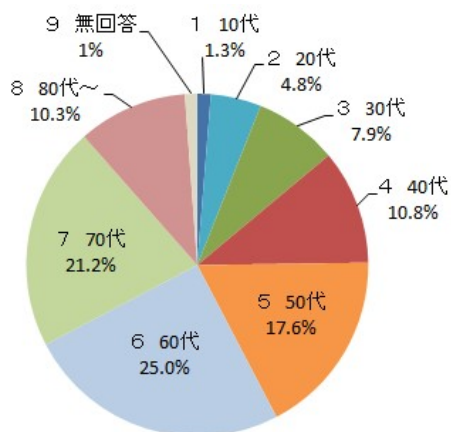
## 5 回答者の概要について

### (1) 回答者の性別



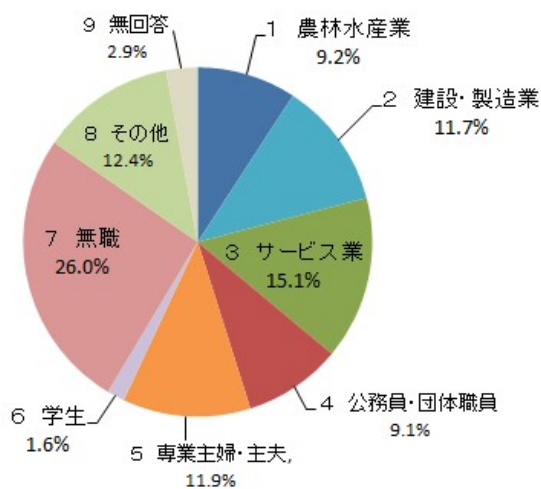
回答者の性別は「女性」が48.7%、「男性」が41.2%の結果

### (2) 回答者の年代



回答者の年代は「60代」が25.0%で最も多く、次いで、「70代(21.2%)」、「50代(17.6%)」、「40代(10.8%)」と続く結果

### (3) 回答者の職業



回答者の職業は「無職」が26.0%で最も多く、次いで「専業主婦・主夫(11.9%)」、第3次産業である「サービス業(15.1%)」、第2次産業である「建設・製造業(11.7%)」、第1次産業である「農林水産業(9.2%)」の結果